

第二期蔵王町成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

蔵王町

I 成年後見制度利用促進基本計画にあたって

(1) 計画策定の趣旨

認知症、知的障がいその他の精神上の障害があることにより、判断能力が不十分となり財産の管理または日常生活等に支障がある人達を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資すると考えられます。

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、その他の精神上の障害などで、判断能力が不十分であり、法律行為における意思決定が困難な方々に対し、判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護し、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とした制度です。しかしながら、成年後見制度はこうした方々を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

そのため、蔵王町では令和7年度に中核機関を設置することを目標とし、高齢者・障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に関する取組を継続的・体系的に実施していくため計画を策定しました。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月13日施行）では、国の計画を勘案して、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

成年後見制度利用促進法 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 基本計画の策定期間

今回策定基本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を定めるものとします。

(4) 計画策定体制

高齢者・障害者権利擁護推進運営委員会において、国の指針に照らし合わせ、委員の意見を反映させ、計画内容の検討、審議を行います。

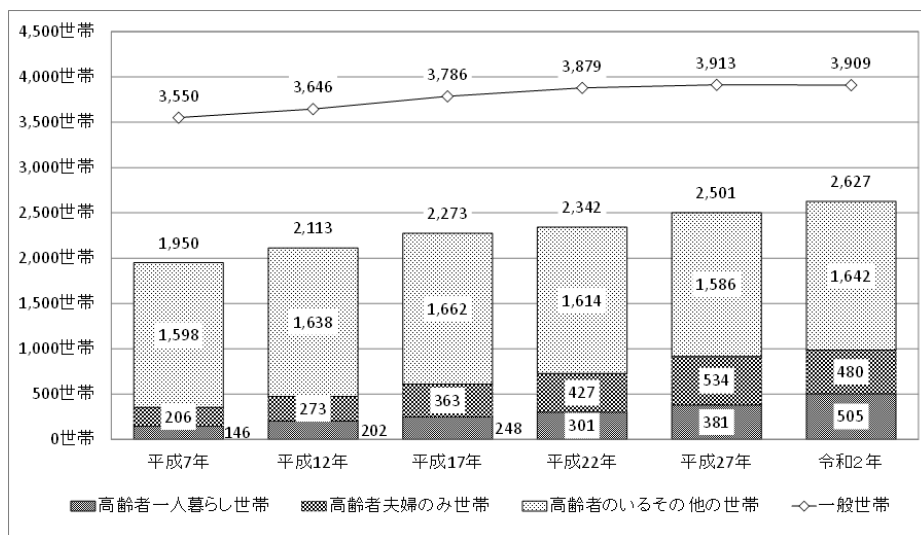
Ⅱ 取り巻く現状と課題

(1) 現状

高齢者について、総人口に高齢者が占める割合は令和3年度4月時点で38.1%となっており、今後も上昇していくことが予想されています。高齢化率上昇に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれます。

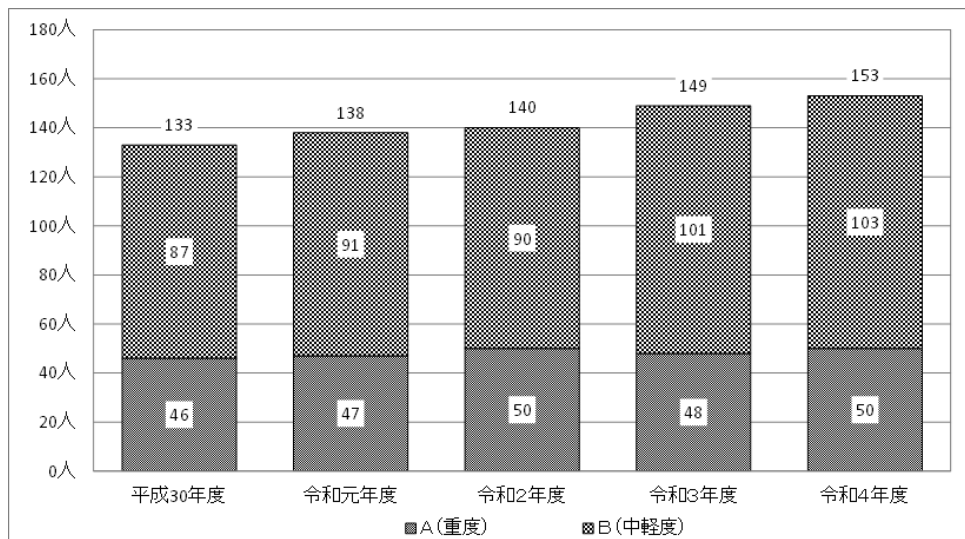
高齢者のいる世帯の推移をみると、「一般世帯」は平成22年以降ほぼ横ばいで推移しているのに対して、「高齢者のいる世帯」は年々増加し続けており、「高齢者一人暮らし世帯」も年々増加し続けています。「高齢者夫婦のみ世帯」は平成27年までは増加していましたが、令和2年にかけて減少に転じています。

○高齢者人口と世帯数



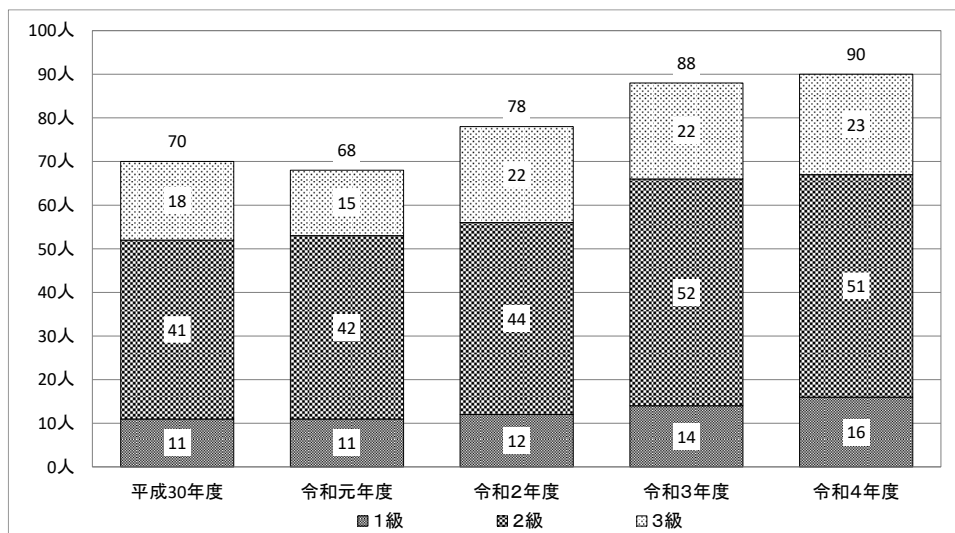
○療育手帳所持者

療育手帳所持者数の推移をみると、「A（重度）」はわずかに増加しており、「B（中軽度）」も増加しています。そのため、総数も増加傾向で推移しています。



○精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、どの等級もおおむね増加傾向で推移しており、総数は令和元年度から令和3年度にかけての増加が目立っています。



Ⅲ 本町における権利擁護の関する支援状況（令和4年3月時点）

○成年後見制度利用者

宮城県	2606 人
蔵王町	25 人

○町長申立件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	1	0	0	3
保佐	0	1	0	0
補助	1	0	0	0
合計	2	1	0	3

○認知症高齢者、手帳所持者数

	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者
令和3年度	308人	149人	88人

※認知症高齢者数とは、要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

○総合相談件数

	実人数	延べ人数
令和元年度	155人	292人
令和2年度	145人	541人
令和3年度	157人	393人

○権利擁護相談件数

年度	実人数	内容				
		虐待	成年後見制度	日常生活自立支援事業	消費者被害	その他
令和元年度	14人	4人	10人	0人	0人	0人
令和2年度	9人	6人	3人	0人	0人	0人
令和3年度	6人	3人	1人	0人	2人	0人

高齢者のいる世帯のうち、独居世帯、高齢者のみの世帯は約半数を超えており、今後認知症等で判断能力が低下し、金銭管理、日常生活の支援が必要な状態の高齢者が増加していくことが推測されます。障がい者の手帳所持者数は微増傾向にありますが、制度の周知が図られるとともに利用者数が増加することが考えられます。

このことから、支援が必要な方を早期に発見することができるよう、中核機関設置をはじめとした、福祉、医療、地域の関係者等に対して制度に関する周知・普及を図る必要があります。

また、成年後見制度の利用に係る手続きの煩雑さや経済的な負担があることから、制度利用に結び付かないことも少なくありません。制度を利用する方が安心して利用できるよう、申立手続きの支援や費用負担能力に応じた支援について検討が必要であると考えます。

IV 基本的な考え方及び目標

(1) 基本的な考え方

本計画では、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重して援護することにより、**地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現**を目指していきます。

(2) 基本方針

蔵王町では国の示す理念に基づき、地域の実情に応じた成年後見制度利用の促進を図り、専門職団体との連携や市民後見人の養成を検討していきます。

国の基本方針

- ① 個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ② 自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③ 財産管理 のみならず、適切な身上の保護

(3) 今後の施策の目標

基本理念及び基本方針に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、次の目標を計画の基本目標とし、推進していきます。

① 利用者に沿った制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人等の選任や利用者意思決定支援を念頭においた、後見人等との定期的なケア会議等を行っていきます。申立費用や助成制度について、見直しを行っていきます。

② 中核機関の整備・運営

成年後見制度の周知や利用制度の相談と促進を行っていきます。

市民後見人に関しては、近隣市町と広域的に取り組むなど、効果的・効率的に進められるよう検討していきます。

特に、地域連携ネットワークや個別支援のコーディネートに関しては法的知識を有し、権利擁護の機能を果たす社会福祉士等の配置と、弁護士や司法書士等専門家への相談体制の整備を行ないます。

③ 成年後見制度に関係する機関等との連携強化および調整

市民後見人のみならず、親族後見人等の活用を検討します。また、金融機関や診断書を作成する医療機関との連絡・協力体制を構築していきます。

V 成年後見制度を促進するための事業

(1) 成年後見制度に関する相談及び手続き支援

中核機関によるインテーク相談のほか、必要時は弁護士、司法書士による法律相談を活用した相談対応や、手続き支援を実施していきます。

(2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動の実施を行っていきます。

(3) 成年後見制度に関係する機関等との連携および調整

専門職団体のみならず医療機関、金融機関との協力体制構築を目指していきます。介護保険や障害福祉の事業所等との研修会や事例検討会を実施し連携を強化します。

(4) 市民後見人の養成及び活用支援

実態把握調査の実施と市民後見人養成研修の検討を行っていきます。

VI 協議会への報告

本計画の着実な実行のため、蔵王町高齢者・障害者権利擁護推進運営委員会において、年1回程度計画の進捗について報告を行います。